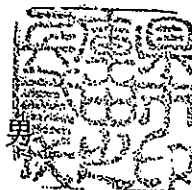


平成 30 年 5 月 21 日

自立生活センターで活動する精神当事者の有志一同 様

三田市長 森 哲 男



三田市の障害者自宅監禁・虐待事件についての要望書（回答）

平素は市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月27日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 なぜ自宅の檻の中で監禁・虐待が20年以上も続き放置されていたのか、20年以上前の三田市の相談窓口の対応が本当に適切だったのか、適切であるならなぜこのような事態になったのか考えをお聞かせください。

20年以上前の記録に記載されている内容を見る限りは、その当時、一般的に考えられる適切な対応ができていたと判断しています。なお、本年1月以降の対応についても、その時々々の状況を総合的に判断して実施してきましたが、より適切な対応があったのではないかとご指摘をいただいておりますので、ご指摘は真摯に受け止め、今後、第三者委員会で検証する予定にしています。

- 2 被害者が精神障害者保健福祉手帳を取得していたなら、2年ごとの更新時に診断書の提出などがあつたはずで、そのときになぜ発見できなかったのか、その理由を説明してください。

当市の情報公開条例の規定に基づき、障害者の障害種別を特定する内容は、個人情報保護の観点からお答えしていないため、このご質問にはお答えできません。

- 3 手帳を発行し、さらに父親から複数回相談があり、またその時に相談員が自宅に訪問したにも関わらず具体的な支援を行わなかった責任についてどうお考えですか。

これまでの支援に対する考え方は、1でお答えした通りです。

4 今回の被害者は報道では精神障害とされていたり、知的障害とされていたりまちまちです。障害者手帳を取得したとありますが、どの障害に当たりますか。手帳の種別を公表することだけではプライバシーの侵害にはあたりません。障害種別をはっきりさせることは今後の対策や施策を考える上で必要なことであり、また市民に対しても曖昧な情報や間違っただけの情報を与え続けることは、「精神障害者だから暴れるのだ」「精神障害者なら監禁も仕方がない」などの偏見を助長させます。市民に正確な情報を開示してください。

当市の情報公開条例の規定に基づき、障害者の障害種別を特定する内容は、個人情報の保護のため公表しておりません。

5 今回の事件を踏まえ再発防止のためにどのような対策をするか具体的にお聞かせください。

まずは、本件の市の対応を第三者委員会で検証いただきます。その結果を踏まえて、対策等を検討してまいります。

6 大阪の寝屋川の事件もあり、重度の障害を持っている人が自宅で監禁されているケースも潜在的にまだ存在すると考えられます。障害者の命の保証、人権の保障のために同じようなケースがないか調査することを求めます。

まずは、本件の市の対応を第三者委員会で検証いただきます。その結果を踏まえて、対策等を検討してまいります。

7 また対策や調査を実行するうえで、治安を守る警察にその調査を委ねるのではなく、障害者の人権と生活を守る障害福祉の責任で行うことを強く要望します。

調査をするか否かの考え方は 6 でお答えしたとおりです。

8 今回の事件で親に対し、(本人が騒ぐので)近所から苦情が来るなど、社会的にも追い詰められていったと考えられます。障害者が障害の種別、重度・軽度を問わず安心して暮らすためには一般社会に対し、障害者の人権啓発について具体的な施策が必要と考えます。その中でも精神障害者、知的障害者に対する偏見は市民のあまりに深く刷り込まれていて、多くの人が差別や人権侵害について意識することすら出来ていません。兵庫県としてこれらの問題をどう捉え、どのような取り組みをするか、具体的にお聞かせください。

質問の「兵庫県として」の部分「三田市として」と読み替えてお答えすると、近く設置する第三者委員会の検証結果を踏まえて、啓発方法も含めた対策等を検討してまいります。

- 9 今回のケースで本人が保護され入所できてもそれが精神・知的障害者の人権問題の解決ではありません。入所した方が出来るだけ早く地域で安心して暮らせるよう、退院支援、生活保障、住宅保障、介護保障などの地域生活の充実を求めます。

本人に対しては、現在の制度の中で、本人の意向に沿って、必要な支援を行ってまいります。また、障害のある人の地域移行、地域定着については、支援体制の構築に向けた検討を、今後、進めてまいります。

問い合わせ

健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課

TEL 079-559-5075 Fax 079-562-1294

メール syogai_u@city.sanda.lg.jp